

条件付一般競争入札に参加する者の資格及び指名競争入札参加者の選定に係る市内業者及び準市内業者の認定基準要領

平成17年10月13日助役決定

(目的)

第1条 この基準要領は、多摩市の競争入札参加資格者の名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることにより、多摩市条件付一般競争入札事務取扱要綱に基づく参加資格及び多摩市指名基準に基づく指名業者の選定を公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として多摩市内に本店や本社（以下「本店等」という。）を有している業者をいう。

2 準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として多摩市内に支店や支社、営業所（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

3 第1項及び前項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店等及び支店等において、市と契約締結を完結できなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は次に掲げる要件とする。

(1) 事務所として形態を整えていること。

事務等を執り行える事務用什器（机、椅子など）や事務用機器（電話・ファックス等の通信機器や複写機など）が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ責任者が存在し常駐していること。

人的な配置がされていなく、かつ配置人員が市外の本店などと兼務となっていて、不在の状況が頻繁となっている場合は、本店等や支店等としては認めない。したがって、社員等の自宅・住居で当該社員以外の事務員がいない場合などは、本店等や支店等としては認めない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎや単なる連絡員を配置していたりしている場合は、本店等や支店等としては認めない。したがって、単なる事務連絡所や工事事務所、作業所等は本店等や支店等としては認めない。